

2026年2月20日

弊社サービスをご利用の皆様へ

株式会社ファミリーネット・ジャパン

## 「ブロードバンドユニバーサルサービス制度」開始に関するご案内

平素より、弊社サービスをご利用いただき、誠にありがとうございます。

このたび、改正電気通信事業法（令和4年法律第70号）に基づき、2026年1月より「ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度」が新たに開始されることとなりました。

本制度は、人口減少に伴う採算性の悪化や、離島・山間地等の地理的条件の地域差により、通信網の維持が課題となる地域においても、全国一律で安定したブロードバンド環境を確保することを目的とした仕組みです。

本制度の開始に伴うブロードバンドユニバーサルサービス料につきましては、本来、電気通信事業者とお客様が負担する性質のものとなります。2026年1月1日～2027年3月31日については弊社にて全額負担する方針といたしました。そのため、当該期間においては、お客様にブロードバンドユニバーサルサービス料をご請求することはございません。

なお、2027年4月1日以降のご請求につきましては、現時点では未定です。今後の制度運用状況や社会情勢、および総務省の方針等を踏まえ、改めて弊社ホームページにてご案内させていただきます。

本制度の詳細につきましては、以下をご確認ください。

■一般社団法人電気通信事業者協会（TCA）

[https://www.tca.or.jp/broadband-universalservice/?\\_fsi=S1J7s8GL](https://www.tca.or.jp/broadband-universalservice/?_fsi=S1J7s8GL)

■ブロードバンドユニバーサルサービス支援業務

[https://www.tca.or.jp/?\\_fsi=qOhv5TGo](https://www.tca.or.jp/?_fsi=qOhv5TGo)

（注）本お知らせの内容は、発表日時点のものであり、今後予告なく変更される場合がございます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

[本件に関するお問い合わせ先]

株式会社ファミリーネット・ジャパン ヘルプデスク

- ・サイバーホーム、enecoQ等 マンションにお住まいの方： 0120-318-406
- ・iのぞみネット等 アパートにお住まいの方： 0120-882-802